

年企発 0713 第 1 号
令和 8 年 7 月 13 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和 7 年政令第 442 号）が令和 7 年 12 月 24 日に公布され、また「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 111 号）が令和 8 年 6 月 30 日に公布され、同年 12 月 1 日より施行することを踏まえ、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）の別紙 1 について、別添のとおり一部を改正し、令和 8 年 12 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 承認要件等 (略)			(別紙1) 承認要件等 (略)		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項 1～6（略） 7．事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	(略) (略) (1)～(4)（略） (5)企業型年金加入者掛金の額に ついては、事業主掛金の額が引 き上げられることにより当該事 業主掛金の額と企業型年金加 入者掛金の額との合計額が法 第20条に規定する拠出限度額 を超えることとなる場合におい て、当該合計額が当該拠出限度 額を超えないように変更する場 合、その他厚生労働省令で定め る場合を除き、企業型掛金拠出 単位期間につき1回に限り変 更することができるものである こと。 (拠出限度額) ・他制度加入者以外のもの 六万二千円 ・他制度加入者であるもの ＜新制度を適用する場合＞ 六万二千円から他制度掛金相 当額を控除した額 ＜旧制度を適用する場合＞ 二万七千五百円 (6)（略） (略)	(略) (略) (略) ・拠出限度額を超えないことが明記さ れていること。 ・規約に記載されている掛金額の上限 が「政令第11条で定める額」等、 法令を引用している場合は、事業主 が企業型年金加入者に対してその 額を周知することに努める旨規約に 明記されていること。 ・確定拠出年金法施行令及び公的年 金制度の健全性及び信頼性の確保 のための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令の一部を改正す る政令（令和3年政令第244号）附 則第2項の経過措置の適用の有無 （旧制度／新制度）が規約に明記さ れていること。 ・企業型年金のみを実施する事業所も 含め、2024年12月前に施行した規 約は全て旧制度適用となり、同月以 降に新たに施行した規約や法第3条 第3項第7号に関する事由につい て変更した規約は一律新制度適用 となること。 (略)	法第3条第3項 1～6（略） 7．事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項 (5)企業型年金加入者掛金の額に ついては、事業主掛金の額が引 き上げられることにより当該事 業主掛金の額と企業型年金加 入者掛金の額との合計額が法 第20条に規定する拠出限度額 を超えることとなる場合におい て、当該合計額が当該拠出限度 額を超えないように変更する場 合、その他厚生労働省令で定め る場合を除き、企業型掛金拠出 単位期間につき1回に限り変 更することができるものである こと。 (拠出限度額) ・他制度加入者以外のもの 五万五千円 ・他制度加入者であるもの ＜新制度を適用する場合＞ 五万五千円から他制度掛金相 当額を控除した額 ＜旧制度を適用する場合＞ 二万七千五百円 (6)（略） (略)	(略) (略) (1)～(4)（略） (5)企業型年金加入者掛金の額に ついては、事業主掛金の額が引 き上げられることにより当該事 業主掛金の額と企業型年金加 入者掛金の額との合計額が法 第20条に規定する拠出限度額 を超えることとなる場合におい て、当該合計額が当該拠出限度 額を超えないように変更する場 合、その他厚生労働省令で定め る場合を除き、企業型掛金拠出 単位期間につき1回に限り変 更することができるものである こと。 (拠出限度額) ・他制度加入者以外のもの 五万五千円 ・他制度加入者であるもの ＜新制度を適用する場合＞ 五万五千円から他制度掛金相 当額を控除した額 ＜旧制度を適用する場合＞ 二万七千五百円 (6)（略） (略)	(略) (略) (略) ・拠出限度額を超えないことが明記さ れていること。 ・規約に記載されている掛金額の上限 が「政令第11条で定める額」等、 法令を引用している場合は、事業主 が企業型年金加入者に対してその 額を周知することに努める旨規約に 明記されていること。 ・確定拠出年金法施行令及び公的年 金制度の健全性及び信頼性の確保 のための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令（令和3年政令第 244号）附則第2項の経過措置の適 用の有無（旧制度／新制度）が規約 に明記されていること。 ・企業型年金のみを実施する事業所も 含め、2024年12月前に施行した規 約は全て旧制度適用となり、同月以 降に新たに施行した規約や法第3条 第3項第7号に関する事由につい て変更した規約は一律新制度適用 となること。 (略) (略)
7の2～12（略）	(略)	(略)	7の2～12（略）	(略)	(略)